平成 28 年度上半期における下請法の運用状況，企業間取引の公正化への取組等（概要）

平成 28 年 11 月 9 日
公 正 取 引 委 員 会

第１　下請法の運用状況

１　下請法違反行為に対する勧告等

(1)　平成28年度上半期（４月～９月）の勧告件数は３件（前年度上半期は２件）。このうち２件が製造委託に係るもの，１件が役務提供委託に係るものであった。

勧告の対象となった違反行為類型の内訳については，下請代金の減額が２件，購入・利用強制が１件，不当な経済上の利益の提供要請が１件(注)。

（注）　一つの勧告事件において複数の違反行為類型について勧告を行っているものがあるため，違反行為類型の内訳の合計数と勧告件数とは一致しない。

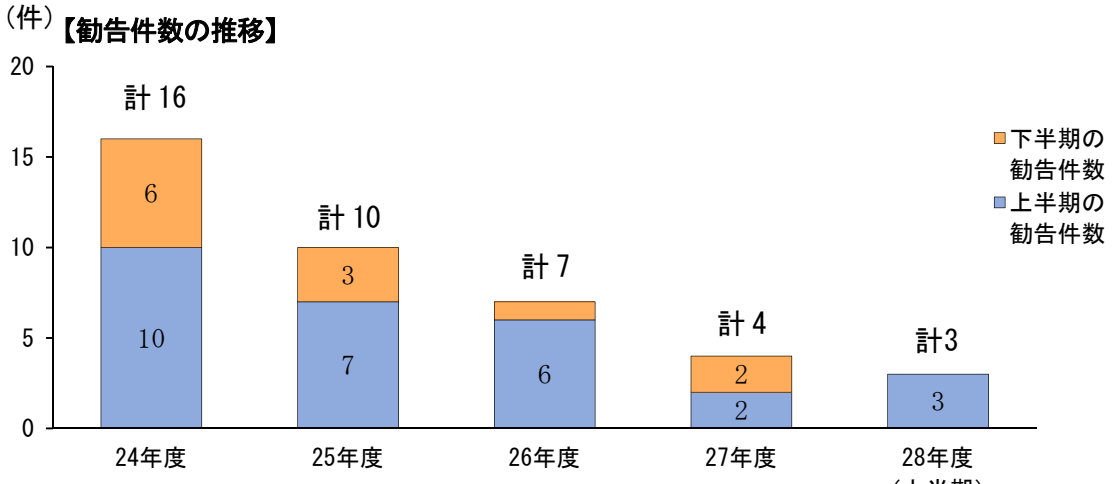

（注）　各年度の勧告事件については参考資料参照。

(2)　平成 28 年度上半期の指導件数は 3,796 件（前年度上半期は 3,363 件）。

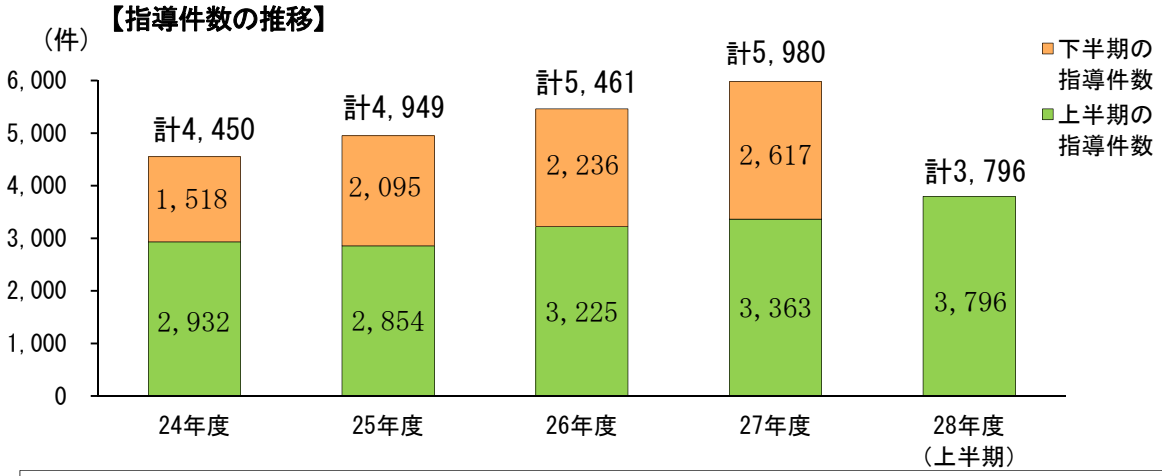

問い合わせ先　公正取引委員会事務総局　経済取引局　取引部
下請取引調査室　電話０３－３５８１－３３７４（直通）（第１関係）
企 業 取 引 課　電話０３－３５８１－３３７３（直通）（第２及び第３関係）
ホームページ　http://www.jftc.go.jp/
（下請法に係る相談・申告等　http://www.jftc.go.jp/shitauke/madoguti.html）

２　下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成28年度上半期においては，下請事業者が被った不利益について，下請代金の減額分の返還等，総額９億1220万円相当の原状回復が行われた（前年度上半期は11億1523万円相当）。

違反行為類型	返還等を行った親事業者数	返還等を受けた下請事業者数	返還等の金額
減額	46 名 ［43 名］	1,575 名 ［3,115 名］	7 億 4531 万円 ［6 億 7618 万円］
買いたたき	1 名 ［－］	10 名 ［－］	8411 万円 ［－］
支払遅延	55 名 ［48 名］	899 名 ［1,738 名］	3790 万円 ［2 億 3721 万円］
利益提供要請	4 名 ［2 名］	47 名 ［120 名］	2071 万円 ［3076 万円］
購入等強制	1 名 ［1 名］	144 名 ［199 名］	2014 万円 ［25 万円］
やり直し等	1 名 ［1 名］	1 名 ［1 名］	300 万円 ［63 万円］
有償支給原材料等の対価の早期決済	4 名 ［－］	21 名 ［－］	57 万円 ［－］
割引困難手形	1 名 ［1 名］	5 名 ［4 名］	44 万円 ［44 万円］
返品	－ ［5 名］	－ ［154 名］	－ ［1 億 6902 万円］
受領拒否	－ ［1 名］	－ ［4 名］	－ ［71 万円］
合計	113 名 ［102 名］	2,702 名 ［5,335 名］	9 億 1220 万円 ［11 億 1523 万円］

（注１）［　］内の数値は，前年度上半期のものである。
（注２）該当がない場合を「－」で示した。
（注３）違反行為類型ごとの返還等の金額は１万円未満を切り捨てているため，各金額の合計額と総額とは一致しない。

第２　企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は，企業間取引の公正化を目的として，下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。平成 28 年度上半期の状況は次のとおりである。

１　下請法等に係る講習会

(1)　基礎講習会

下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。平成 28 年度上半期においては，44 回の講習会を実施した。

(2)　業種別講習会

過去に下請法等に係る違反行為がみられた業種，各種の実態調査で問題がみ

られた業種等に一層の法令遵守を促すことを目的とする「業種別講習会」を実施している。平成 28 年度上半期においては，荷主・物流事業者向けに 10 回の講習会を実施した。

２　下請法等に係る相談

(1)　相談受付

地方事務所等を含めた全国の相談窓口において，下請法等に係る相談を受け付けており，平成28年度上半期においては，下請法等に係る相談4,287件に対応した。

(2)　中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ，公正取引委員会の職員が出向いて，下請法等の内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う相談会を実施している。平成 28 年度上半期においては，17 か所で実施した。

３　下請法の講習用動画「やさしく解説・よくわかる下請法講座～下請取引で困らないために～」の作成・公表

下請法に係る各種講習会を受講しなくとも，手軽に下請法の説明を視聴し，親事業者と下請事業者それぞれが下請法を正しく理解することができるよう，下請法の講習用動画「やさしく解説・よくわかる下請法講座～下請取引で困らないために～」を作成し，公正取引委員会のホームページ及びＹｏｕＴｕｂｅ公正取引委員会チャンネルに公開した（平成28年７月１日）。

http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h28/jul/160701_1.html

４　取引実態調査等

(1)　葬儀及びブライダルの取引に関する実態調査

葬儀及びブライダルの取引についての実態調査のため，平成28年６月に葬儀業者及びブライダル業者（3,500 名）を対象に調査票を発送し，同年９月に取引先事業者（飲食業者，生花業者等7,000名）を対象に調査票を発送した。

(2)　荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

荷主と物流事業者との取引について，平成28年10月に，荷主（30,000名。前回，平成 27 年度調査時の 15,000 名から倍増）を対象とする書面調査を開始し，調査票を発送した。今後，調査対象とした荷主と取引のある物流事業者に対する書面調査の実施を予定している。

５　下請保護情報ネットワークの拡充

公正取引委員会は，「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ，厚生労働省が，賃金支払や労働時間に係る労働基準関係法令の違反の背景に下請法第４条の違反行為に該当する行為又は物流特殊指定に該当する独占禁止法第 19 条の違反行為に該当する行為が存在しているおそれのある事案を把握した場合に，公正取引委員会又は経済産業省に通報する制度を整備した（平成28年６月３日）。

６　下請法運用基準の改正

公正取引委員会は，中小事業者の取引条件の改善を図る観点から，下請法・独占禁止法の一層の運用強化に向けた取組を進めることとし，その取組の一環として，下請法の運用基準における違反行為事例の充実等を行うべく平成 28 年 10 月 26 日，改正案をパブリックコメントに付した（意見提出期限同年 11 月 24 日）。

第３　今後の取組

１　下請法違反行為に対する迅速かつ効果的な対処

下請法違反被疑行為を行っている親事業者に対して積極的に調査を行い，重大な違反行為に対しては勧告を積極的に行うなど，下請法違反行為に対して迅速かつ効果的に対処していく。

２　下請法違反行為の未然防止

(1)　下請取引適正化推進月間の実施

公正取引委員会は，中小企業庁と共同して，毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」と定め，下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど，下請法の普及・啓発を図っている。平成 28 年度においては，一般公募を実施して，「下請けの　確かな技術に　見合った対価」をキャンペーン標語として選定し，47 都道府県 63 会場（うち公正取引委員会主催分 26 都道府県 32 会場）において講習会を実施することとしている。

(2)　応用講習会

下請法等に関する基礎知識を有する者を対象として，より具体的な事例研究を中心とする「応用講習会」について，平成 28 年 12 月以降，12 回の実施を予定している。

(3)　下請法遵守の要請文書の発出

年末にかけての金融繁忙期においては，下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから，平成 28 年 11 月 25 日に，親事業者及び関係事業者団体に対し，下請法の遵守の徹底等について要請する文書の発出を予定している。

平成28年度上半期における下請法の運用状況，企業間取引の公正化への取組等

平成28年11月9日
公正取引委員会

第１　下請法の運用状況

１　書面調査の実施状況

下請取引においては，親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても，その取引の性格から，下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にある。

このため，公正取引委員会では，親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な書面調査を実施するなどして，下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を情報提供しやすい環境整備に取り組むことにより，違反行為の発見のために積極的な情報収集に努めている。

平成28年度における書面調査は，これまでに資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者39,150名を対象に実施し（６月），また，当該親事業者と取引のある下請事業者214,500名を対象に実施した（11月）ところである。

２　下請法違反被疑事件の処理状況

平成28年度上半期（平成28年４月から９月まで。以下同じ。）における下請法違反被疑事件の処理状況は，以下のとおりである。

(1)　下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第１表参照）

ア　新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は3,984件であり，事件の端緒としては，公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが3,931件，下請事業者等からの申告によるものが53件である。

イ　処理状況

下請法違反被疑事件の処理件数は3,877件であり，このうち，3,799件について，下請法第７条の規定に基づく勧告又は違反行為の改善を求める指導の措置を講じている。

(ｱ) 勧告（第１図参照）

勧告件数は３件であり，このうち２件が製造委託に係るもの，１件が役務提供委託に係るものであった。

勧告の対象となった違反行為類型の内訳については，下請代金の減額が２件，購入・利用強制が１件，不当な経済上の利益の提供要請が１件であり，その概要は別紙１のとおりである(注)。

（注）一つの勧告事件において複数の違反行為類型について勧告を行っているものがあるため，違反行為類型の内訳の合計数と勧告件数とは一致しない。

(ｲ) 指導（第２図参照）

指導件数は3,796件であり，このうち2,620件が製造委託等に係るもの，1,176件が役務委託等に係るものであった。指導を行った主な事件の概要については別紙２のとおりである。

(ｳ) 地区ごとの措置件数（第２表参照）

措置件数（勧告又は指導を行った事件の件数をいう。以下同じ。）3,799 件の地区ごとの内訳は第２表のとおりである。また，都道府県ごとの内訳については別紙３のとおりである。

第１表　下請法違反被疑事件の処理状況　　［単位：件］

	新規着手件数				処理件数				
	書面調査	申告	中小企業庁長官からの措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導	小計		
合計	3,931 [3,919]	53 [46]	0 [0]	3,984 [3,965]	3 [2]	3,796 [3,363]	3,799 [3,365]	78 [203]	3,877 [3,568]
製造委託等	2,729 [2,792]	38 [32]	0 [0]	2,767 [2,824]	2 [2]	2,620 [2,361]	2,622 [2,363]	58 [141]	2,680 [2,504]
役務委託等	1,202 [1,127]	15 [14]	0 [0]	1,217 [1,141]	1 [0]	1,176 [1,002]	1,177 [1,002]	20 [62]	1,197 [1,064]

（注１）製造委託等：製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。
（注２）役務委託等：情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。
（注３）勧告又は指導を行った事件の中には，複数の委託取引において違反行為が認められたものがあるが，本表においては，当該事件の違反行為を主として行った委託取引に区分して，件数を計上している。
（注４）［　］内の数値は，前年度上半期の件数である。

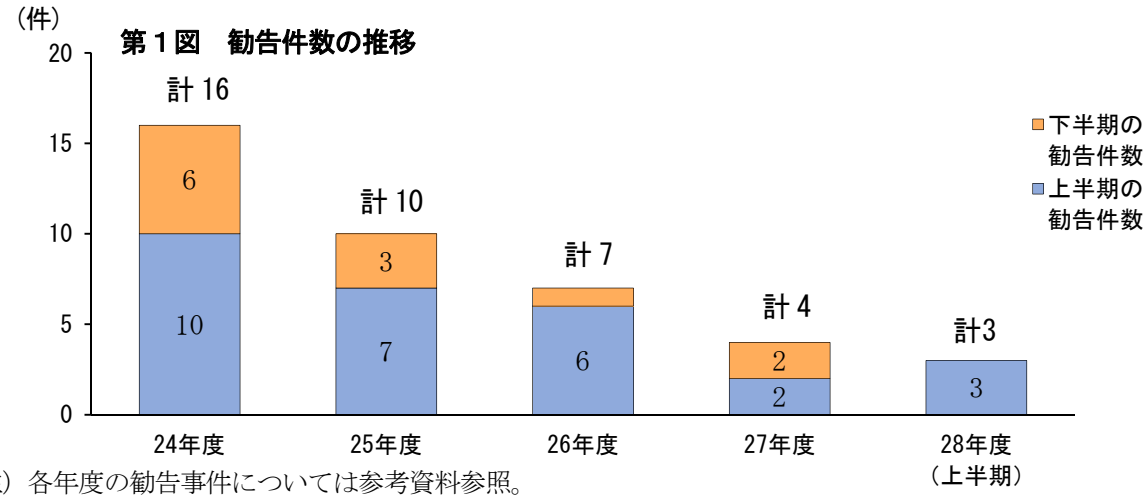

（注）各年度の勧告事件については参考資料参照。

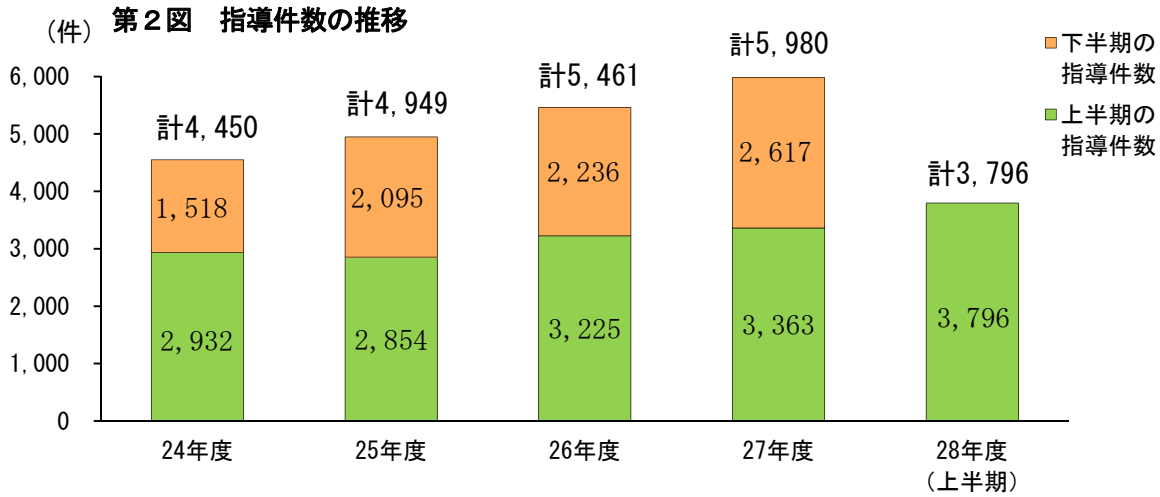

第２表　措置件数（3,799 件）の地区ごとの内訳　　［単位：件］

地　　区	件　数	
北海道地区（北海道）	170	[153]
東北地区（青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県）	171	[117]
関東甲信越地区（茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，新潟県，山梨県，長野県）	1,646	[1,633]
中部地区（富山県，石川県，岐阜県，静岡県，愛知県，三重県）	332	[318]
近畿地区（福井県，滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県）	872	[571]
中国地区（鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県）	316	[250]
四国地区（徳島県，香川県，愛媛県，高知県）	114	[67]
九州地区（福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県）	171	[248]
沖縄地区（沖縄県）	7	[8]
合　　計	3,799	[3,365]

（注１）措置を採った親事業者の本社所在地により区分している。
（注２）［　］内の数値は，前年度上半期の件数である。

ウ　措置件数の業種別内訳

下請法違反事件に係る措置件数を業種別にみると，①製造業の件数が最も多く（1,574 件，41.4%），②卸売業，小売業（838 件，22.1%），③情報通信業（388 件，10.2%）がこれに続いている（第３図参照）。

なお，製造業に対する措置件数（1,574 件）の内訳としては，生産用機械器具製造業（242 件，15.4%），金属製品製造業（171 件，10.9%），電気機械器具製造業（115 件，7.3%）等となっている（第４図参照）。

第３図　措置件数（3,799 件）の業種別内訳

［単位：件，(%)］

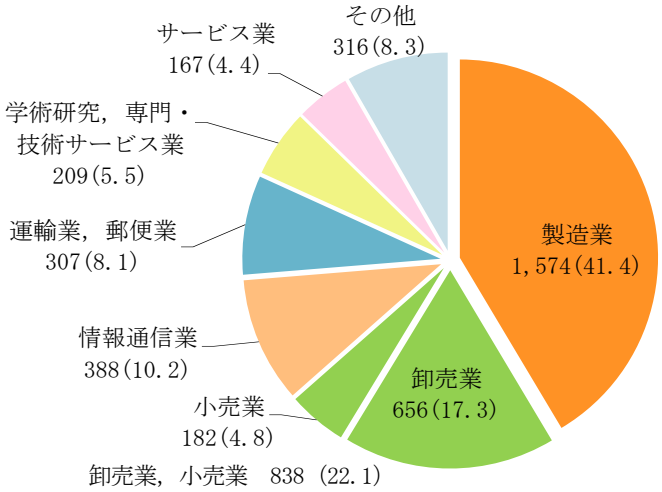

（注１）業種は，日本標準産業分類大分類による。
（注２）（　）内の数値は措置件数全体に占める比率であり，小数点以下第２位を四捨五入しているため，合計は必ずしも 100 とならない。以下同じ。

第４図　製造業に対する措置件数（1,574 件）の内訳

［単位：件，（%）］

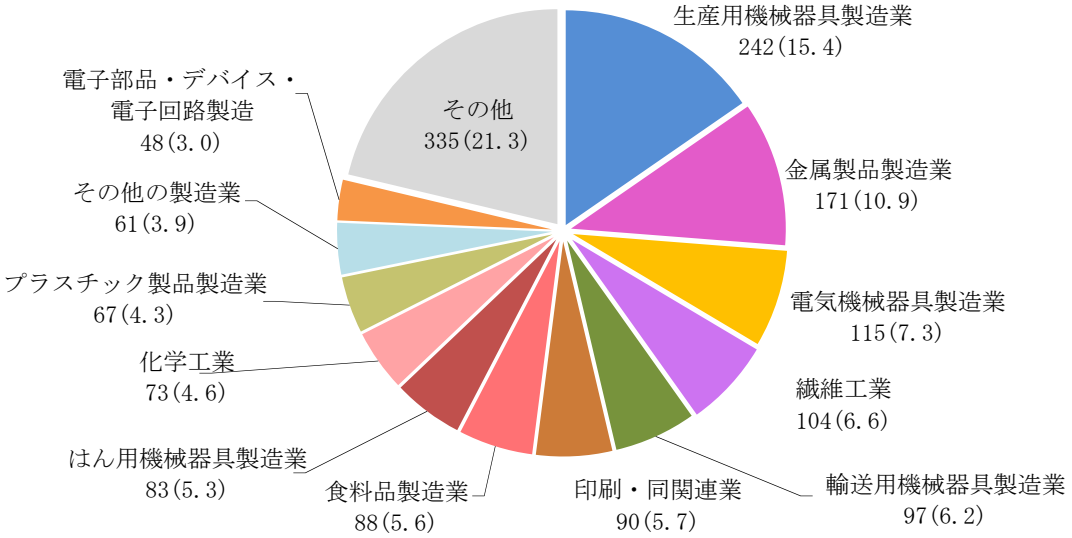

（注１）内訳の業種は，日本標準産業分類中分類による。
（注２）（　）内の数値は製造業に対する措置件数に占める比率である。

(2)　下請法違反行為の類型別件数（第３表参照）

ア　勧告又は指導を行った事件における下請法違反行為を類型別にみると，発注書面の交付義務等を定めた手続規定に係る違反（下請法第３条又は第５条違反）が3,200件，親事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反（下請法第４条違反）が3,542件となっている（第５－１図参照）。

イ　実体規定違反行為の類型別内訳としては，①下請代金の支払遅延が2,098件（実体規定違反行為の類型別件数の合計の59.2%）と最も多く，次いで，②買いたたき（700件，19.8%），③減額（252件，7.1%）となっており，これら３つの行為類型で全体の９割近くを占めている（第５－２図参照）。

第３表　下請法違反行為の類型別件数

［単位：件，（%）］

	手続規定			実体規定												合計
	書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買いたたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
合計	2,844	356	3,200	20	2,098	252	7	700	45	34	229	129	28	0	3,542	6,742
	[2,461]	[241]	[2,702]	[11]	[1,905]	[157]	[8]	[301]	[39]	[30]	[118]	[68]	[16]	[0]	[2,653]	[5,355]
	(88.9)	(11.1)	(100.0)	(0.6)	(59.2)	(7.1)	(0.2)	(19.8)	(1.3)	(1.0)	(6.5)	(3.6)	(0.8)	(-)	(100.0)	
製造委託等	2,061	260	2,321	19	1,333	193	7	551	25	33	217	103	17	0	2,498	4,819
	[1,802]	[176]	[1,978]	[9]	[1,249]	[120]	[6]	[240]	[22]	[27]	[114]	[61]	[11]	[0]	[1,859]	[3,837]
	(88.8)	(11.2)	(100.0)	(0.8)	(53.4)	(7.7)	(0.3)	(22.1)	(1.0)	(1.3)	(8.7)	(4.1)	(0.7)	(-)	(100.0)	
役務委託等	783	96	879	1	765	59	0	149	20	1	12	26	11	0	1,044	1,923
	[659]	[65]	[724]	[2]	[656]	[37]	[2]	[61]	[17]	[3]	[4]	[7]	[5]	[0]	[794]	[1,518]
	(89.1)	(10.9)	(100.0)	(0.1)	(73.3)	(5.7)	(0.0)	(14.3)	(1.9)	(0.1)	(1.1)	(2.5)	(1.1)	(-)	(100.0)	

（注１）　一つの事案において複数の行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため，違反行為の類型別件数の合計と第１表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。
（注２）　書面交付義務違反については，発注書面の不交付のほか，記載不備も含まれている。
（注３）　［　　］内の数値は，前年度上半期の件数である。また，（　）内の数値は，各手続規定違反又は各実体規定違反の全体の件数に占める比率であり，小数点以下第２位を四捨五入しているため，合計は必ずしも100 とならない。

第５－１図
類型別件数（6,742 件）の内訳

［単位：件，（%）］

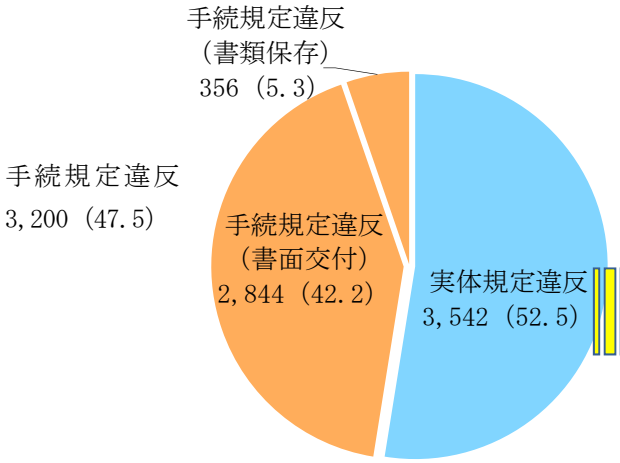

（注）（　）内の数値は類型別件数に占める比率である。

第５－２図
実体規定違反件数（3,542 件）の行為類型別内訳

［単位：件，（%）］

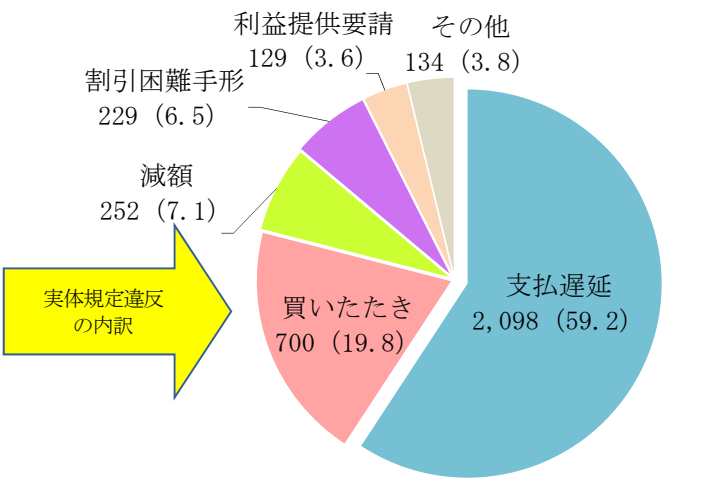

（注）（　）内の数値は実体規定違反件数に占める比率である。

(3)　下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成28年度上半期においては，下請事業者が被った不利益について，親事業者113名から，下請事業者2,702名に対し，下請代金の減額分の返還等，総額９億1220万円相当の原状回復が行われた（第４表参照）。

なお，平成24年度以降の原状回復額の推移については第６図のとおりである。

第４表　下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

違反行為類型	返還等を行った親事業者数	返還等を受けた下請事業者数	返還等の金額
減額	46名 ［43名］	1,575名 ［3,115名］	7億4531万円 ［6億7618万円］
買いたたき	1名 ［－］	10名 ［－］	8411万円 ［－］
支払遅延	55名 ［48名］	899名 ［1,738名］	3790万円 ［2億3721万円］
利益提供要請	4名 ［2名］	47名 ［120名］	2071万円 ［3076万円］
購入等強制	1名 ［1名］	144名 ［199名］	2014万円 ［25万円］
やり直し等	1名 ［1名］	1名 ［1名］	300万円 ［63万円］
有償支給原材料等の対価の早期決済	4名 ［－］	21名 ［－］	57万円 ［－］
割引困難手形	1名 ［1名］	5名 ［4名］	44万円 ［44万円］
返品	－ ［5名］	－ ［154名］	－ ［1億6902万円］
受領拒否	－ ［1名］	－ ［4名］	－ ［71万円］
合計	113名 ［102名］	2,702名 ［5,335名］	9億1220万円 ［11億1523万円］

（注１）［　］内の数値は，前年度上半期のものである。
（注２）該当がない場合を「－」で示した。
（注３）違反行為類型ごとの返還等の金額は１万円未満を切り捨てているため，各金額の合計額と総額とは一致しない。

第６図　原状回復額の推移

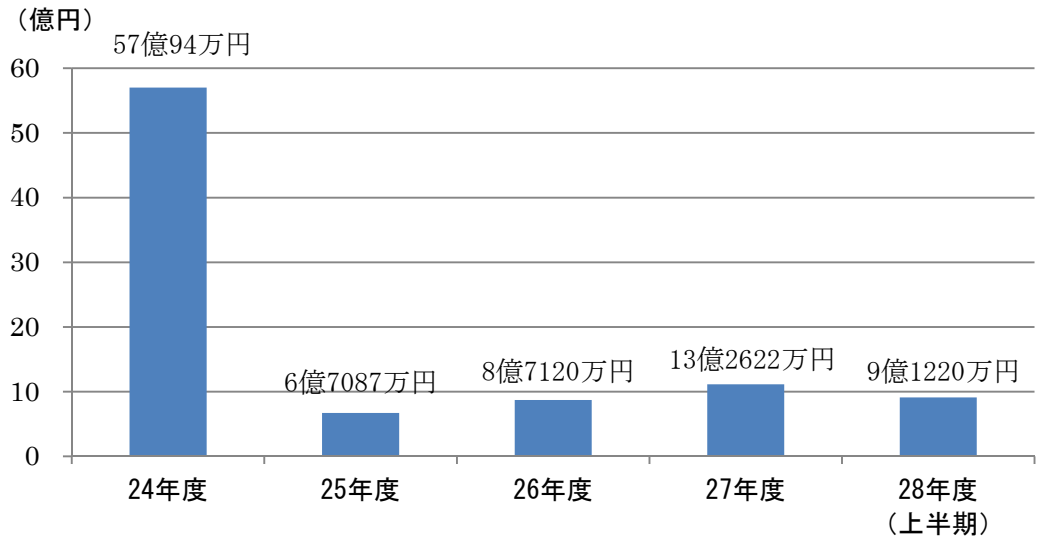

第２　企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は，企業間取引の公正化を目的として，下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。平成 28 年度上半期の状況は次のとおりである。

１　下請法等に係る講習会

(1)　基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習を受けたいといった要望等を踏まえ，下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

平成 28 年度上半期においては，44 回の講習会を実施した。

(2)　業種別講習会

過去に下請法等に係る違反行為がみられた業種，各種実態調査で問題がみられた業種等に一層の法令遵守を促すことを目的として，業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う「業種別講習会」を実施している。

平成 28 年度上半期においては，荷主・物流事業者向けに 10 回の講習会を実施した。

２　下請法等に係る相談

(1)　相談受付

公正取引委員会では，地方事務所等を含めた全国の相談窓口において，年間を通して，下請法等に係る相談を受け付けている。

平成 28 年度上半期においては，4,287 件に対応した。

(2)　中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ，全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて，下請法等について基本

的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成28年度上半期においては，17か所で実施した。

http://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/idousoudankai.html

(3) 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は，商工会議所及び商工会の協力の下，独占禁止法相談ネットワークを運営しており，独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように，全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口（約2,300か所）を活用し，相談を受け付けている。

平成 28 年度上半期においては，全国の商工会議所及び商工会で従事する経営指導員向けの研修会等へ 34 回講師を派遣するとともに，全国の商工会議所へのパンフレット等の参考資料の配布等を行った。

３　下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は，下請法等の効果的な運用に資するため，各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成28年９月末時点の下請取引等改善協力委員は153名である。

平成 28 年度上半期においては，６月から９月にかけて下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。寄せられた主な意見の概要については別紙４のとおりである。

４　下請法の講習用動画「やさしく解説・よくわかる下請法講座～下請取引で困らないために～」の作成・公表

下請法に係る各種講習会について，受講希望はあるものの開催日程や開催地の都合が合わず受講できないという事業者が，手軽に下請法の説明を視聴し，親事業者と下請事業者それぞれが下請法を正しく理解することができるよう，下請法の講習用動画「やさしく解説・よくわかる下請法講座～下請取引で困らないために～」を作成し，公正取引委員会のホームページ及びＹｏｕＴｕｂｅ公正取引委員会チャンネルに公開した（平成28年７月１日）。

http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h28/jul/160701_1.html

５　コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は，事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに，下請法等の一層の普及・啓発を図るため，事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成28年度上半期においては，事業者団体等へ19回講師を派遣するとともに，下請法等に係るパンフレットを配布し，また，下請法の講習用動画をインターネットで公開した（前記４参照）。

６　取引実態調査等

公正取引委員会は，独占禁止法及び下請法上問題となる個別の違反行為に対し，厳正に対処しているほか，企業間取引の公正化を図る必要性が大きい分野について，実態調査等を実施し，独占禁止法及び下請法の普及・啓発等に活用している。

(1)　葬儀及びブライダルの取引に関する実態調査

公正取引委員会は，葬儀及びブライダルの取引に関する実態を把握するため，平成28年６月に葬儀業者及びブライダル業者（3,500名）を対象に調査票を発送し，同年９月に取引先事業者（飲食業者，生花業者等7,000名）を対象に調査票を発送した。

(2)　荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

公正取引委員会は，荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から，平成 16 年３月８日，「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（以下「物流特殊指定」という。）を指定し，荷主と物流事業者との取引の公正化を図っている。

平成28年10月に，荷主（30,000名。前回，平成27年度調査時の15,000名から倍増）を対象とする書面調査を開始し，調査票を発送した。今後，調査対象とした荷主と取引のある物流事業者に対する書面調査の実施を予定している。

７　下請保護情報ネットワークの拡充

公正取引委員会は，「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ，下請取引の適正化の一層の推進を図るための対策の一環として，経済産業省とともに厚生労働省との間において平成20年12月から運用してきた下請事業者保護のための「下請保護情報ネットワーク」（通報制度）について，厚生労働省が，賃金支払や労働時間に係る労働基準関係法令の違反の背景に下請法第４条の違反行為に該当する行為又は物流特殊指定に該当する独占禁止法第 19 条の違反に該当する行為が存在しているおそれがある事案を把握した場合に，公正取引委員会又は経済産業省に通報する制度を整備した（平成28年６月３日）。

第３　下請法運用基準の改正

近時の閣議決定において，「政労使合意の浸透を図るとともに，大企業へのヒアリングの実施，下請法等の運用強化，下請取引ガイドラインの充実・普及により，『良い品質』に見合った『適正な価格』を支払う取引慣行を定着させること等を通じ，下請等中小企業の取引条件の改善を図る」（経済財政運営と改革の基本方針 2016），「下請法の運用基準における違反行為事例の充実を始め，独占禁止法その他の関連法規の運用を強化」（未来への投資を実現する経済対策）等が盛り込まれている。また，平成27年12月以降開催されている「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」において，中小・小規模事業者が賃上げをしやすい環境をつくる観点から下請等中小企業の取引実態を把握し，取引条件改善に必要な検討を行ってきた。

公正取引委員会は，中小事業者の取引条件の改善を図る観点から，下請法・独占禁止法の一層の運用強化に向けた取組を進めることとし，その取組の一環とし

て，親事業者による違反行為の未然防止や事業者からの下請法違反行為に係る情報提供に資するよう，①違反行為事例の追加【現行の 66 事例から 134 事例へ大幅増加】，②特に留意を要する違反行為の追加，③下請法の対象となる取引例の追加並びに④違反行為事例の取引類型別の分類及び見出しの付与を内容とした下請法運用基準の改正について，年内に成案を得るべく平成 28 年 10 月 26 日に改正案をパブリックコメントに付した（意見提出期限同年 11 月 24 日）（別紙５参照）。

第４　今後の取組

公正取引委員会は，平成 28 年度上半期において，下請法違反行為に対して迅速かつ効果的に対処するとともに，違反行為の未然防止を図るための様々な取組を実施してきたところであるが，現下の経済状況において，下請事業者の多くが依然として厳しい対応を迫られていると考えられることから，引き続き，以下の施策について取り組むこととする。

１　下請法違反行為に対する迅速かつ効果的な対処

下請法違反被疑行為を行っている親事業者に対して積極的に調査を行い，重大な違反行為に対しては勧告を積極的に行うなど，下請法違反行為に対して迅速かつ効果的に対処していく。

２　下請法違反行為の未然防止

(1)　下請取引適正化推進月間の実施

公正取引委員会は，中小企業庁と共同して，毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」と定め，下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど，下請法の普及・啓発を図っている。

平成 28 年度においては，一般公募を実施して，「下請けの　確かな技術に見合った対価」をキャンペーン標語として選定し，47 都道府県 63 会場（うち公正取引委員会主催分 26 都道府県 32 会場）において講習会を実施することとしている。

http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h28/oct/161003_3.html

(2)　応用講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや事例研究を中心とした応用的な内容に関する講習を受けたいといった要望等を踏まえ，下請法等に関する基礎知識を有する者を対象とした「応用講習会」について，平成28年12月以降，12回の実施を予定している。

(3)　下請法遵守の要請文書の発出

年末にかけての金融繁忙期においては，下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから，下請代金の支払遅延や減額，買いたたき等の行為が行われることのないよう，平成 28 年 11 月 25 日に，親事業者及び関係事業者団体に対し，下請法の遵守の徹底等について要請する文書の発出を予定している。

別紙１

平成 28 年度上半期における勧告事件

①　㈱日本セレモニーに対する件（平成 28 年６月 14 日）	
親事業者	㈱日本セレモニー
事業内容	冠婚葬祭式の施行等
下請取引の内容	結婚式の施行に係るビデオの制作 冠婚葬祭式の施行に係る司会進行，美容着付け，音響操作等の実施
違反行為の概要 （期間）	【購入・利用強制（第４条第１項第６号）】 ア　おせち料理，ディナーショーチケット等の物品の購入を要請していた（平成 26 年５月～平成 27 年 11 月）。下請事業者はこの要請を受け入れて，前記の物品を購入した。 イ　下請事業者は，前記アの物品の購入に当たって，㈱日本セレモニーの指定する金融機関口座に購入代金を振り込むための振込手数料を負担していた。
購入等強制に係る金額	下請事業者 144 名に対し，総額 3302 万 1500 円 （前記アに係る金額）

②　㈱ファミリーマートに対する件（平成 28 年８月 25 日）	
親事業者	㈱ファミリーマート
事業内容	フランチャイズ・システムによるコンビニエンスストア事業
下請取引の内容	食料品の製造
違反行為の概要 （期間）	【下請代金の減額（第４条第１項第３号）】 「開店時販促費」，「カラー写真台帳制作費」，「売価引き」等を支払わせることにより，下請代金の額を減じていた（平成 26 年７月～平成 28 年６月）。
減額金額	下請事業者 20 名に対し，総額約６億 5000 万円

③　㈱シジシージャパンに対する件（平成 28 年９月 27 日）	
親事業者	㈱シジシージャパン
事業内容	食料品，日用品等の卸売業
下請取引の内容	食料品，日用品等の製造
違反行為の概要 （期間）	①【下請代金の減額（第４条第１項第３号）】 「分荷・荷捌手数料」，「達成リベート」，「販促協力金」等を差し引くこと等により，下請代金の額を減じていた（平成 24 年６月～平成 25 年９月）。 ②【不当な経済上の利益の提供要請（第４条第２項第３号）】 「特別販促金」，「デザイン費」，「展示会サンプル代補填」等を提供させるなどしていた（平成 24 年６月～平成 25 年９月）。
①減額金額 ②利益提供金額	下請事業者 23 名に対し，総額 4716 万 5685 円 【勧告前に返還済み】 下請事業者 25 名に対し，総額 1748 万 8932 円 【勧告前に返還済み】

～勧告事件の詳細は下記の公正取引委員会ウェブサイトに掲載～

http://www.jftc.go.jp/shitauke/shitaukekankoku/index.html

別紙２

平成 28 年度上半期における主な指導事件

第１　製造委託等

１　受領拒否（第４条第１項第１号）

○　生活用品の製造を下請事業者に委託しているＡ社は，自社の倉庫に空きがなく受領体制が整わないことを理由に，あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。

２　下請代金の支払遅延（第４条第１項第２号）

①　配電盤の製造を下請事業者に委託しているＢ社は，下請事業者に対し，下請事業者の給付を受領した日から 60 日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず，「毎月 10 日納品締切，翌月末日支払」の支払制度を採っているため，一部の製品の下請代金については，最長 22 日の支払遅延が生じることとなった。

②　農業用機械の修理を下請事業者に委託しているＣ社は，下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に，下請事業者に対し，あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

③　金型及び治工具部品の製造を下請事業者に委託しているＤ社は，自社の事務処理が遅れたことを理由に，下請事業者に対し，あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

３　下請代金の減額（第４条第１項第３号）

①　産業用機械の製造及び修理を下請事業者に委託しているＥ社は，下請事業者に対し，「キャッシュリベート」として，下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。

②　スープ等の製造を下請事業者に委託しているＦ社は，下請事業者との間で，下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意していたが，自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。

③　自動車の修理を下請事業者に委託しているＧ社は，下請事業者との間で，下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意せずに，自社が実際に支払う振込手数料を下請代金の額から減じていた。

④　樹脂加工品の製造を下請事業者に委託しているＨ社は，下請代金の支払について手形払と定めているが，下請事業者から希望がある場合には，現金による支払を行うこととしている。その際，同社は，下請事業者に支払うべき下請代金の額から手形期間分の金利相当額として短期の自社調達金利額を超える額を差し引いていた。

４　返品（第４条第１項第４号）

①　生活用品の製造を下請事業者に委託しているＩ社は，受入検査を自社で行っておらず，下請事業者に口頭で委任しているにもかかわらず，取引先から不良品とのクレームがあったことを理由に，当該不良品を返品していた。

②　鋳鉄の製造及び加工を下請事業者に委託しているＪ社は，取引先から瑕疵があることを指摘されたとして，下請事業者の給付を受領してから６か月を超えた後に返品をしていた。

５　買いたたき（第４条第１項第５号）

①　包装材の印刷を下請事業者に委託しているＫ社は，下請事業者に対し，多量の発注をすることを前提として見積りをさせた単価を，少量しか発注しない場合にも用いて下請代金の額を定めていた。

②　空調機の修理を下請事業者に委託しているＬ社は，下請事業者に見積りをさせた当初よりも納期を大幅に短縮したにもかかわらず，当初の見積単価により下請代金の額を定めていた。

③　自動車用製品の部品の製造を下請事業者に委託しているＭ社は，自社の協力により下請事業者の製造原価が低減することを理由に単価を引き下げていたが，実際には，下請事業者の製造原価が低減したことを確認できていないにもかかわらず，下請事業者に原価低減要請を行うことにより，従来の単価を引き下げていた。

６　購入・利用強制（第４条第１項第６号）

○　プライベート・ブランド商品の製造を下請事業者に委託しているＮ社は，記念日等の行事の時期に，下請事業者に対し，発注担当者を通じて，自社の販売する商品を購入させていた。

７　有償支給原材料等の対価の早期決済（第４条第２項第１号）

○　産業用車両の窓枠の製造を下請事業者に委託しているＯ社は，下請事業者に対し，有償で原材料を支給しているが，当該原材料の対価について，当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日よりも早い時期に，支払うべき下請代金の額から控除していた。

８　割引困難な手形の交付（第４条第２項第２号）

①　自動ドアの修理を下請事業者に委託しているＰ社は，下請事業者に対し，手形期間が 120 日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。

②　衣料品の染色加工を下請事業者に委託しているＱ社は，下請事業者に対し，手形期間が 90 日（繊維業において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。

９　不当な経済上の利益の提供要請（第４条第２項第３号）

①　建設用機械の部品の製造を下請事業者に委託しているＲ社は，下請事業者に対し，自社が所有する金型を貸与しているところ，当該建設用機械の製造が終了した後，当該金型が不要になったにもかかわらず，下請事業者から請求がなかった場合には当該金型の廃却費用又は保管費用を負担していなかった。

②　自動車用部品の製造を下請事業者に委託しているＳ社は，下請事業者に対し，自社が所有する金型を貸与しているところ，当該自動車用部品の製造を長期間委託していないにもかかわらず，当該金型を無償で保管させていた。

③　プライベート・ブランド商品の製造を下請事業者に委託しているＴ社は，下請事業者に対し，店舗の新規開店又は改装時の陳列等の作業のために従業員等の派遣を要請し，無償で従業員等を派遣させていた。

第２　役務委託等

１　下請代金の支払遅延（第４条第１項第２号）

①　音響・映像設備の保守点検を下請事業者に委託しているａ社は，下請事業者に対し，下請事業者の役務の提供を受けた日から 60 日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず，年度の末日までに提供を受けた１年間分の役務に係る下請代金を年度末の翌月の 25 日にまとめて支払うという支払制度を採っているため，一部の役務の下請代金については，提供を受けた日から 60 日以内に支払っていなかった。

②　食品の配送を下請事業者に委託しているｂ社は，下請事業者と書面による合意をしていないにもかかわらず，下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に，下請事業者に対し，あらかじめ定められた支払期日を超えて下請代金を支払っていた。

③　測量図の作成を下請事業者に委託しているｃ社は，下請事業者からの請求書の提出が遅れたこと又は自社の事務処理誤りを理由に，下請事業者に対し，あらかじめ定められた支払期日を超えて下請代金を支払っていた。

２　下請代金の減額（第４条第１項第３号）

①　土砂の運送を下請事業者に委託しているｄ社は，下請事業者に対し，「事務手数料」として，下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。

②　システムの開発を下請事業者に委託しているｅ社は，下請事業者との間で，下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意していたが，自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。

③　燃料の輸入を下請事業者に委託しているｆ社は，下請事業者との間で単価を引き下げる改定を行い新単価を決定したが，引下げ前の単価で発注したものについてまで新単価を遡って適用することにより，下請代金の額を減じていた。

３　買いたたき（第４条第１項第５号）

①　測量業務を下請事業者に委託しているｇ社は，自社の予算単価を基準として，一方的に下請代金の額を定めていた。

②　土壌分析を下請事業者に委託しているｈ社は，下請事業者に見積りをさせた当初よりも納期を短縮したにもかかわらず，当初の見積単価により下請代金の額を

定めていた。

③　配送業務を下請事業者に委託しているｉ社は，下請事業者に対し，多量の発注をすることを前提として下請事業者に単価の見積りをさせた単価を，少量しか発注しない場合にも用いて下請代金の額を定めていた。

４　購入・利用強制（第４条第１項第６号）

○　チラシの印刷及び製本を下請事業者に委託しているｊ社は，下請事業者に対し，自社で製造したビジネスダイアリー，取引先から購入した絵はがきなどを購入させていた。

５　割引困難な手形の交付（第４条第２項第２号）

○　船舶安全設備の点検を下請事業者に委託しているｋ社は，下請事業者に対し，手形期間が 120 日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。

６　不当な経済上の利益の提供要請（第４条第２項第３号）

○　貨物の運送を下請事業者に委託しているｌ社は，取引先が実施するキャンペーンの費用を確保するため，下請事業者に対し，「協賛金」として，一定額の提供を要請していた。

別紙３

措置件数（3,799 件）の都道府県ごとの内訳

［単位：件］

平成28年度上半期			平成27年度上半期
地区	都道府県	件数	
北海道地区	北海道	170	153
東北地区	青森県	20	10
	岩手県	33	14
	宮城県	31	26
	秋田県	15	14
	山形県	30	28
	福島県	42	25
東北地区計		171	117
関東甲信越地区	茨城県	48	38
	栃木県	36	28
	群馬県	50	38
	埼玉県	130	90
	千葉県	70	63
	東京都	981	1,104
	神奈川県	185	153
	新潟県	54	61
	山梨県	22	19
	長野県	70	39
関東甲信越地区計		1,646	1,633
中部地区	富山県	21	18
	石川県	21	29
	岐阜県	33	34
	静岡県	60	64
	愛知県	171	152
	三重県	26	21
中部地区計		332	318

平成28年度上半期			平成27年度上半期
地区	都道府県	件数	
近畿地区	福井県	34	15
	滋賀県	48	26
	京都府	102	63
	大阪府	504	344
	兵庫県	141	100
	奈良県	22	9
	和歌山県	21	14
近畿地区計		872	571
中国地区	鳥取県	19	18
	島根県	33	23
	岡山県	86	73
	広島県	128	100
	山口県	50	36
中国地区計		316	250
四国地区	徳島県	21	13
	香川県	35	20
	愛媛県	37	24
	高知県	21	10
四国地区計		114	67
九州地区	福岡県	87	125
	佐賀県	12	13
	長崎県	16	22
	熊本県	18	31
	大分県	10	21
	宮崎県	12	16
	鹿児島県	16	20
九州地区計		171	248
沖縄地区	沖縄県	7	8
全国計		3,799	3,365

（注）措置を採った親事業者の本社所在地により区分している。

別紙４

下請取引等改善協力委員から寄せられた主な意見

下請取引等改善協力委員から，下請取引等をめぐる最近の状況等について意見を聴取したところ，寄せられた主な意見は以下のとおりである。

１　下請取引等をめぐる最近の状況

（最近の業績や地域経済の動向）

■　取引先が委託先を国内からベトナムを中心とした東南アジア諸国にシフトしていることに加え，円高や株価下落の影響等により，昨年と比較して受注量は減っている。

■　特定分野に特化している中小事業者からは，近年，業績が厳しいとの声がある。特に，自動車のほか，デジタルカメラ等の家電も売れ行きが悪く，関連する部品を製造している事業者は厳しいようである。

■　補正予算による「ものづくり中小企業支援」を活用して設備投資をしたことにより，生産性が向上し，売上げが増加したため，業績はおおむね好調である。

■　外国人観光客の増加により宿泊業界は好況下にあるところ，ビルメンテナンス業務や食料品の発注等，宿泊施設からの仕事が増えており，中には取引単価の引上げを受け入れてもらったという話も聞く。

（中国を中心とした新興国経済の鈍化に伴う影響）

■　中国経済の鈍化により，中国国内では鉄鋼等の余剰在庫が生じており，現地の企業がこれらの原材料を著しい低価格で調達して仕事を受注するというダンピング問題が生じており，日本企業は，そのような中国企業に仕事を奪われている可能性がある。

■　中国経済の鈍化や中国国内における人件費の上昇等により，製造業では，中国企業に委託されていた仕事が日本国内に戻ってきており，中には，生産拠点を日本国内に戻すという動きも出てきている。

（コストの転嫁等，取引条件の改善状況）

■　自動車業界では，一次下請事業者に対する取引条件は改善傾向にあるようだが，二次下請事業者以下の取引条件は改善されておらず，原材料価格が高騰した場合に価格交渉をしても取引価格の引上げに応じてもらうことは困難である。

■　ビルメンテナンス業は人手への依存度が高く，コストに占める人件費の割合が高いため，特に地方においては最低賃金の引上げが経営に与える影響が大きい。

■　経済の好循環の継続に向けた政労使会議の合意に基づく政府の取組が大企業への牽制力となり，下請法等の法令遵守や中小企業への利益還元のマインドを醸成する一助になればと期待している。

（労働力不足への対応）

■　人材確保のため，基本給を引き上げるとともに，技能手当や出来高に応じた能力給を導入したが，他社においても同様の動きがみられる。

■　システム開発業界では，消費税の軽減税率制度やマイナンバー制度の導入に対応するため，システム改修の需要が増えているが，技術者の不足が足かせとなって受注機会を失っている。

（その他）

■　取引先から金型を預かって保管しているが，長期間，部品の発注がない場合でも引き取ってもらえず，保管料も支払われない。

■　取引先からの部品の加工委託において，後々発注されるものも含めて一度に大量の部品を預かる場合があるが，預った部品は当社の負担で保管しなければならず，また，時間が経過して錆びてしまった部品は，当社の負担で廃棄を求められる。

■　荷主によっては，自社の都合で運送業者に長時間の荷待ちを求めるケースがあるが，そのような場合でも，荷待ちによって生じた費用を負担してもらえない。

２　公正取引委員会への意見・要望等

■　下請法の知識がなく，違反行為の認識がないまま違反行為を続けている事業者や，不利益を受けていても違反行為だと分からない中小事業者がまだ多いと考えられることから，下請法の更なる普及啓発が必要である。

■　公正取引委員会は事業者にとっては敷居が高く，中小事業者が相談するには非常に勇気が必要であることを認識して，相談者に寄り添った対応をして欲しい。

■　公正取引委員会の活動により，下請法や優越的地位の濫用規制が認知されたことにより，親事業者の姿勢も変化してきており，最近では下請法に抵触するような要求はなくなり，さらに，下請事業者の事業を様々な方法でサポートして，共存していこうという姿勢の親事業者もいる。

■　公正取引委員会は中小事業者にも身近な存在であることをアピールするために，ツイッターやフェイスブックでは，もう少し平易な表現で記載するなど，親しみやすいものを発信したほうが良いと思う。

別紙５

下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準の改正（案）のポイント

経緯・趣旨

中小事業者の取引条件の改善を図る観点から，下請法・独占禁止法の一層の運用強化に向けた取組を進めることとし，その取組の一環として，「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」を改正し，親事業者による違反行為事例等を追加

改正のポイント

違反行為事例の追加：現行６６事例から１３４事例に大幅増加

○ 公正取引委員会による勧告・指導の中で，繰り返し見受けられた行為，事業者が問題ないと認識しやすい行為等を追加
- 支払制度の不備による「支払遅延」
- 取引先の都合による「受領拒否」

○ 中小企業庁等と共同で実施した大企業ヒアリングで得られた情報等を基に追加
- 合理性のない定期的な原価低減要請による「買いたたき」
- 型・治具の無償保管の要請（不当な経済上の利益の提供要請）

特に留意を要する違反行為の追加

○ 違反行為の未然防止等の観点から，特に留意を要する違反行為を追加
- 改定後の新単価を遡及適用する場合の「減額」
- 検査を省略する場合の「返品」

下請法の対象となる取引例の追加

○ 事業者が下請法の対象となる取引でないと誤認しやすい取引の例を追加
- 建設業者が施主から作成を請け負う建築設計図面の作成を建設設計業者に委託する場合（情報成果物作成委託）

違反行為事例の取引類型別の分類・見出しの付与

○ 違反行為事例を「製造委託・修理委託」，「情報成果物作成委託」及び「役務提供委託」の3つの類型に分類

○ 違反行為事例に見出しを付与

親事業者による違反行為の未然防止，事業者からの違反行為に係る情報が提供されやすくなるなど下請法の一層の運用強化

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準の改正（案）のポイント

主な追加事例

違反行為事例数を従来の６６事例から１３４事例に大幅増加

支払遅延

【支払制度に起因する支払遅延】

親事業者は，自動車部品の製造を下請事業者に委託しているところ，毎月25日納品締切，翌々月５日支払の支払制度を採っているため，下請事業者の給付を受領してから60日を超えて下請代金を支払っていた。

減額

【下請代金の額から一定額を差し引くことによる減額】

コンビニエンスストア本部である親事業者は，消費者に販売する食料品の製造を下請事業者に委託しているところ，店舗において値引きセールを実施することを理由に，下請代金から一定額を差し引いて支払った。

買いたたき

【量産品と同単価での補給品の発注】

親事業者は，下請事業者に製造を委託している部品について，量産が終了し，補給品としてわずかに発注するだけで発注数量が現状大幅に減少しているにもかかわらず，単価を見直すことなく，一方的に量産時の大量発注を前提とした単価により通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。

【合理性のない定期的な原価低減要請】

親事業者は，親事業者の取引先と協議して定めた「○年後までに製品コスト○％減」という自己の目標を達成するために，部品の製造を委託している下請事業者に対して，半年毎に加工費の○％の原価低減を要求し，下請事業者と十分な協議をすることなく，一方的に通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。

購入・利用強制

【自社製品等の購入強制】

親事業者は，冠婚葬祭式の施行に係る司会進行等の実施を委託している下請事業者に対して，委託内容と直接関係ないにもかかわらず，支配人又は発注担当者から，おせち料理，ディナーショーチケット等の物品の購入を要請し，あらかじめ従業員又は冠婚葬祭式場等ごとに定めていた販売目標数量に達していない場合には再度要請するなどして，購入させた。

不当な経済上の利益の提供要請

【型・治具の無償保管要請】

親事業者は，量産終了から一定期間が経過した下請事業者が所有する金型，木型等の型について，機械部品の製造を委託している下請事業者から破棄の申請を受けたところ，「自社だけで判断することは困難」などの理由で長期にわたり明確な返答を行わず，保管・メンテナンスに要する費用を考慮せず，無償で金型，木型等の型を保管させた。

【労務の提供要請】

親事業者は，貨物運送を委託している下請事業者に対し，当該下請事業者に委託した取引とは関係のない貨物の積み下ろし作業をさせた。

不当な給付内容の変更及び不当なやり直し

【取引先の都合を理由とした発注内容の変更・やり直し】

親事業者は，既に一定の仕様を示して下請事業者にソフトウェアの開発を委託していたが，最終ユーザーとの打ち合わせの結果仕様が変更されたとして途中で仕様を変更し，このため下請事業者が当初の指示に基づいて行っていた作業が無駄になったが，当初の仕様に基づいて行われた作業は納入されたソフトウェアとは関係がないとして当該作業に要した費用を負担しなかった。

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

参考資料

下請法違反勧告事件一覧（平成 24 年４月１日以降）

年度-No.	関係人（注1）	分野（注2）	勧告年月日	違反内容	下請代金の減額		その他（注3）	
					対象下請事業者数（名）	減額金額（円）	対象下請事業者数（名）	金額（円）
24- 1	㈱コナカ【措置請求】	製造	H24.4.24	減額（値引き）	10	30,736,907		
24- 2	㈱ブルーベル	製造	H24.4.27	減額（歩引き）	49	54,473,654		
24- 3	㈱マーナ	製造	H24.5.11	減額（事務手数料等）	16	22,887,807		
24- 4	生活協同組合コープさっぽろ	製造	H24.6.22	減額（月次リベート等）	8	28,379,880		
24- 5	アイリスオーヤマ㈱	製造	H24.6.29	減額（手数料等）	36	19,773,581		
24- 6	㈱ジュニアー	製造	H24.7.20	減額（歩引き）	55	15,008,485		
24- 7	㈱ライトオン	製造	H24.9.7	減額（リベート等） 返品（上段） 不当な経済上の利益の提供要請（返品送料）（下段）	7	16,213,730	11	123,642,360
							8	2,795,700
24- 8	㈱パレモ	製造	H24.9.20	減額（値引き等） 不当な経済上の利益の提供要請（発注データの入力作業）	10	23,272,972	11	5,391,750
24- 9	㈱ニッセン	製造	H24.9.21	減額（事務手数料） 返品（上段） 不当な経済上の利益の提供要請（返品送料）（下段）	133	14,108,202	102	28,410,799
							75	405,600
24- 10	日本生活協同組合連合会	製造	H24.9.25	減額（エリアバイイング等） 返品（上段） 不当な経済上の利益の提供要請（商品の組合員テスト費用）（下段）	449	2,563,317,863	6	4,844,920
							24	2,621,889
24- 11	藤久㈱	製造	H24.11.12	減額（仕入割引等）	78	74,146,867		
24- 12	フジモリ産業㈱	製造	H24.12.14	減額（金利引き振込）	15	15,136,963		
24- 13	㈱サンゲツ【措置請求】	製造	H25.2.12	減額（見本帳協力金等） 不当な経済上の利益の提供要請（自社のショールームに展示するためのインテリア製品）	63	557,010,481	38	4,782,722
24- 14	㈱TBK	製造	H25.2.26	減額（遡及適用等）	59	36,412,290		
24- 15	㈱山櫻	製造	H25.2.27	減額（販売協力金）	16	35,070,349		
24- 16	㈱フェリシモ	製造	H25.3.29	受領拒否			88	86,082,291
25- 1	旭流通システム㈱	役務	H25.4.23	減額（業務改善提案によりコスト削減効果が生じたとして）	9	24,653,977		
25- 2	㈱日本旅行	役務	H25.4.26	減額（ボリュームインセンティブ等）	18	30,180,173（注4）		
25- 3	三共理化学㈱	製造 修理	H25.5.21	減額（支払時値引き，協力金）	6	11,461,447		
25- 4	JNC㈱	製造	H25.6.6	減額（遡及適用）	2	35,089,268		
25- 5	㈱ヨークベニマル	製造	H25.6.27	減額（仕入割戻し）	12	172,865,514		
25- 6	㈱マルショウエンドウ	製造	H25.6.28	減額（歩引き）	21	40,996,060		
25- 7	アズワン㈱【措置請求】	製造	H25.8.9	減額（カタログ協賛値引き，仕入値引き）	68	27,387,532		
25- 8	㈱トクスイコーポレーション	製造	H25.12.5	不当な経済上の利益の提供要請（生協センターフィー協力費等）			8	12,006,531
25- 9	大久保歯車工業㈱	製造	H26.1.30	減額（歩引き）	26	11,191,521		
25- 10	㈱ショーエイコーポレーション	製造 情報	H26.2.27	減額（値引き）	24	21,807,038		

年度-No.	関係人 （注1）	分野 （注2）	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他（注3）	
					対象下請事業者数（名）	減額金額（円）	対象下請事業者数（名）	金額（円）
26－ 1	㈱森創	製造 情報	H26.6.27	減額（値引き）	69	48,067,400		
26－ 2	㈱ヒマラヤ	製造	H26.6.27	減額（値引き） 返品	45	19,695,336	2	83,890,601
26－ 3	㈱サンリブ	製造	H26.6.30	減額（リベート等）	25	65,081,058		
26－ 4	㈱大創産業	製造	H26.7.15	返品（上段） 買いたたき（下段）			62	139,157,024
							2	6,578,897
26－ 5	北雄ラッキー㈱	製造	H26.8.20	減額（リベート等）	20	16,956,919		
26－ 6	㈱マルショク	製造	H26.8.28	減額（リベート等）	24	29,814,207		
26－ 7	㈱エスケイジャパン	製造	H27.3.31	減額（歩引き）	37	21,035,449		
27－ 1	㈱アマガサ【措置請求】	製造	H27.4.10	減額（支払割引）	21	65,142,852		
27－ 2	ゼビオ㈱	製造	H27.7.31	減額（値引き，遡及適用） 返品	9	13,208,977	4	38,283,097
27－ 3	ミヤコ㈱	製造	H27.10.23	減額（セール協賛金値引き，リベート等）	14	21,743,475		
27－ 4	㈱大地を守る会	製造	H28.3.25	減額（基本販売協力奨励金，追加販売協力奨励金）	39	14,855,991		
28－ 1	㈱日本セレモニー	役務	H28.6.14	購入強制（おせち料理等）			144	33,021,500
28－ 2	㈱ファミリーマート	製造	H28.8.25	減額（開店時販促費，カラー写真台帳制作費，売価引き）	20	約650,000,000		
28－ 3	㈱シジシージャパン	製造	H28.9.27	減額（分荷・荷捌手数料，達成リベート等） 不当な経済上の利益の提供要請（特別販促金，デザイン費等）	23	47,165,685	25	17,488,932

（注1）「関係人」欄中「【措置請求】」の記載のあるものは，中小企業庁長官から措置請求があった事件である。

（注2）「分野」欄には，違反に係る下請取引が複数分野ある事件では，下請事業者が被った不利益が大きいものから記載している。

（注3）「その他」欄の「金額」欄には，減額以外の事件について下請事業者が被った不利益の額を記載している。

（注4）ユーロによる減額金額（1万4826ユーロ）を違反行為時点のレートで円換算した額を含む。